

○西脇市の環境をまもる条例（該当箇所のみ抜粋）

平成17年10月1日条例第114号

改正

平成26年6月26日条例第21号

平成28年6月23日条例第21号

西脇市の環境をまもる条例

第5節 環境審議会等

（環境審議会）

第44条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、西脇市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長又は西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、答申する。

（1） 環境の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項

（2） 環境基本計画に関する事項

（3） その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、市長又は教育委員会に報告を求め、又は意見を述べることができる。

4 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

5 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 学識経験のある者

（2） 各種団体を代表する者

（3） 公募による市民

（4） 関係行政機関の職員

（5） その他市長が特に必要と認める者

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

10 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。